

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月28日 条例第60号）新旧対照表

現行	改正案
<p>○横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例</p> <p>平成24年12月28日条例第60号</p> <p>改正 平成26年9月25日条例第60号</p> <p>平成27年6月5日条例第45号</p> <p>平成27年12月25日条例第82号</p> <p>平成28年3月29日条例第29号</p> <p>平成28年5月25日条例第32号</p> <p>平成28年9月26日条例第52号</p> <p>平成29年2月24日条例第7号</p> <p>平成29年12月25日条例第50号</p> <p>平成30年3月27日条例第35号</p> <p>平成31年3月25日条例第17号</p> <p>横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例をここに公布する。</p> <p>横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例</p> <p>第1章 総則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条から第41条 <略></p> <p>第42条 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>（1）から（6） <略></p> <p>（7） 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下この号において「保育室等」という。）を2階に設ける建物はア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を3階以上に設ける建物はイからクまでに掲げる要件に該当するものとする。</p> <p>ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2の耐火建築物又は同条第9号の3の準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）であること。</p>	<p>○横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例</p> <p>平成24年12月28日条例第60号</p> <p>改正 平成26年9月25日条例第60号</p> <p>平成27年6月5日条例第45号</p> <p>平成27年12月25日条例第82号</p> <p>平成28年3月29日条例第29号</p> <p>平成28年5月25日条例第32号</p> <p>平成28年9月26日条例第52号</p> <p>平成29年2月24日条例第7号</p> <p>平成29年12月25日条例第50号</p> <p>平成30年3月27日条例第35号</p> <p>平成31年3月25日条例第17号</p> <p>令和2年 月 日条例第 号</p> <p>横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例をここに公布する。</p> <p>横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条から第41条 <略></p> <p>第42条 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>（1）から（6） <略></p> <p>（7） 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下この号において「保育室等」という。）を2階に設ける建物はア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次に掲げる要件に該当するものとする。</p> <p>ア <u>耐火建築物</u>（<u>建築基準法</u>（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2の耐火建築物をいう。以下この号において同じ。）又は<u>準耐火建築物</u>（同条第9号の3の準耐火建築物をいい、同号ロに該当するものを除く。）</p>

イからク <略>
第43条から第114条 <略>

(保育室等を3階以上に設ける建物にあつては、耐火建築物)であること。

イからク <略>
第43条から第114条 <略>

附 則 (令和2年 月条例第 号)

この条例は、公布の日から施行する。

横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成26年9月25日
 条例第46号）新旧対照表

現行	改正案
<p>○横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例</p> <p>平成26年9月25日条例第46号 改正 平成27年12月25日条例第82号 平成29年12月25日条例第50号</p> <p>横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例をここに公布する。</p> <p>横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例 第1章 総則 （趣旨）</p> <p>第1条から第6条 <略></p> <p>第7条 幼保連携型認定こども園には、園舎及び園庭を備えなければならない。</p> <p>2 <略></p> <p>3 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所（以下この項及び次項において「保育室等」という。）は、1階に設けるものとする。ただし、園舎が第14条第1項において読み替えて準用する児童福祉施設基準条例第42条第7号ア、イ及びカに掲げる要件を満たすときは保育室等を2階に、前項ただし書の規定により園舎を3階建て以上とする場合であって、第14条第1項において読み替えて準用する児童福祉施設基準条例第42条第7号イからクまでに掲げる要件を満たすときは保育室等を3階以上の階に設けることができる。</p> <p>4から7 <略></p> <p>第8条から第13条 <略></p> <p>第14条 児童福祉施設基準条例第4条第2項及び</p>	<p>○横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例</p> <p>平成26年9月25日条例第46号 改正 平成27年12月25日条例第82号 平成29年12月25日条例第50号 令和2年 月 日条例第 号</p> <p>横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例をここに公布する。</p> <p>横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例 第1章 総則 （趣旨）</p> <p>第1条から第6条 <略></p> <p>第7条 幼保連携型認定こども園には、園舎及び園庭を備えなければならない。</p> <p>2 <略></p> <p>3 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所（以下この項及び次項において「保育室等」という。）は、1階に設けるものとする。ただし、園舎が第14条第1項において読み替えて準用する児童福祉施設基準条例第42条第7号ア、イ及びカに掲げる要件を満たすときは保育室等を2階に、前項ただし書の規定により園舎を3階建て以上とする場合であって、第14条第1項において読み替えて準用する児童福祉施設基準条例第42条第7号に掲げる要件を満たすときは保育室等を3階以上の階に設けることができる。</p> <p>4から7 <略></p> <p>第8条から第13条 <略></p> <p>第14条 児童福祉施設基準条例第4条第2項及び</p>

第3項、第5条第1項、第3項及び第4項、第7条第1項、第8条、第10条から第12条まで、第14条（第4項ただし書を除く。）、第19条、第20条第1項、第3項及び第4項、第42条第7号、第43条（後段を除く。）並びに第48条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる児童福祉施設基準条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える児童福祉施設基準条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
<略>		
第42条第7号ア	耐火建築物又は同条第9号の3の準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）	耐火建築物

2 <略>

第15条から第16条 <略>

附 則

1から3 <略>

4 施行日から起算して5年間は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園についての第

第3項、第5条第1項、第3項及び第4項、第7条第1項、第8条、第10条から第12条まで、第14条（第4項ただし書を除く。）、第19条、第20条第1項、第3項及び第4項、第42条第7号、第43条（後段を除く。）並びに第48条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる児童福祉施設基準条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える児童福祉施設基準条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
<略>		
第42条第7号ア	耐火建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下この号において同じ。）又は準耐火建築物（同条第9号の3の準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）（保育室等を三階以上に設ける建物にあつては、耐火建築物）	建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物

2 <略>

第15条から第16条 <略>

附 則

1から3 <略>

4 施行日から起算して10年間は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園についての第

6条第3項の規定の適用については、同項の表備考1中「かつ、」とあるのは、「又は」とすることができる。

5から8 <略>

6条第3項の規定の適用については、同項の表備考1中「かつ、」とあるのは、「又は」とすることができる。

5から8 <略>

附 則（令和2年 月条例第 号）

この条例は、公布の日から施行する。

横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例（平成26年条例第47号）新旧対照表

現行	改正案
<p>○横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例</p> <p>平成26年9月25日 条例第47号</p> <p>改正 平成27年6月5日条例第46号 平成27年12月25日条例第82号 平成28年5月25日条例第32号 平成29年12月25日条例第50号 平成31年2月25日条例第5号</p> <p>横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例をここに公布する。</p> <p>横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例</p> <p>第1章 総則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条から第5条 <略></p> <p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条</p> <p>第1項から第3項 <略></p>	<p>○横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例</p> <p>平成26年9月25日 条例第47号</p> <p>改正 平成27年6月5日条例第46号 平成27年12月25日条例第82号 平成28年5月25日条例第32号 平成29年12月25日条例第50号 平成31年2月25日条例第5号</p> <p>令和2年</p> <p>横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例をここに公布する。</p> <p>横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例</p> <p>第1章 総則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条から第5条 <略></p> <p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条</p> <p>第1項から第3項 <略></p> <p><u>4 市長は、家庭的保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p> <p><u>5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であつて、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</u></p> <p>(1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに</p>

第7条から第37条 <略>

第4章 居宅訪問型保育事業

(居宅訪問型保育事業)

第38条

第1項 <略>

(1) <略>

(2) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第34条第5項又は第46条第5項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育

(3)から(5) <略>

第39条から第45条 <略>

(連携施設に関する特例)

第46条

第1項 <略>

第47条から第50条 <略>

附 則

第1項から第3項 <略>

(連携施設に関する経過措置)

4 <略>

5 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができると市長が認める場合は、第6条第1項(ただし書、第1号及び第2号を除く。)の規定にかかわらず、

限る。)

(2) 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第7条から第37条 <略>

第4章 居宅訪問型保育事業

(居宅訪問型保育事業)

第38条

第1項 <略>

(1) <略>

(2) 子ども・子育て支援法第34条第5項又は第46条第5項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育

(3)から(5) <略>

第39条から第45条 <略>

(連携施設に関する特例)

第46条

第1項 <略>

2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの(附則第5項において「特例保育所型事業所内保育事業所」という。)については、第6条第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

第47条から第50条 <略>

附 則

第1項から第3項 <略>

(連携施設に関する経過措置)

4 <略>

5 家庭的保育事業者等(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができると市長が認める場合は、第6条第1項(ただし書、第1

施行日から起算して5年を経過する日までの間、同項第3号に係る連携協力を行う連携施設を確保しないことができる。

第6項及び第7項 <略>

号及び第2号を除く。)の規定にかかわらず、施行日から起算して10年を経過する日までの間、同項第3号に係る連携協力を行う連携施設を確保しないことができる。

第6項及び第7項 <略>

附 則 (令和2年 月 条例第 号)

この条例は、公布の日から施行する。

横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年条例第48号）

新旧対照表

現行	改正案
<p>○横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例</p> <p>平成26年9月25日 条例第48号</p> <p>改正 平成29年10月5日条例第35号 改正 令和元年10月1日条例第49号</p> <p>横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例をここに公布する。</p> <p>横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例</p> <p>第1章 総則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条から第14条 <略></p> <p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条</p> <p>第1項 <略></p> <p>(1) <略></p> <p>(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第9項の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3)及び(4) <略></p> <p>第2項 <略></p> <p>第16条から第36条 <略></p> <p>(利用定員)</p> <p>第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型（横浜市家庭</p>	<p>○横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例</p> <p>平成26年9月25日 条例第48号</p> <p>改正 平成29年10月5日条例第35号 改正 令和元年10月1日条例第49号 令和2年</p> <p>横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例をここに公布する。</p> <p>横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例</p> <p>第1章 総則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条から第14条 <略></p> <p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条</p> <p>第1項 <略></p> <p>(1) <略></p> <p>(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第11項の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3)及び(4) <略></p> <p>第2項 <略></p> <p>第16条から第36条 <略></p> <p>(利用定員)</p> <p>第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型（横浜市家庭</p>

的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例（平成26年9月横浜市条例第47号）第29条の小規模保育事業A型をいう。）及び小規模保育事業B型（同条例第32条第1項の小規模保育事業B型をいう。）にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型（同条例第34条の小規模保育事業C型をいう。）にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。

第2項 <略>

第38条から第41条 <略>

（特定教育・保育施設等との連携）

第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項において同じ。）は、特定地域型保育事業が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて、連携施設の確保が著しく困難であると市長が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

(1) <略>

(2) 必要に応じて、代替保育（特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わつて提供する特定教育・保育をいう。）を提供すること。

(3) <略>

的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例（平成26年9月横浜市条例第47号）第29条の小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。）及び小規模保育事業B型（同条例第32条第1項の小規模保育事業B型をいう。第42条第3項第1号において同じ。）にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型（同条例第34条の小規模保育事業C型をいう。）にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。

第2項 <略>

第38条から第41条 <略>

（特定教育・保育施設等との連携）

第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育事業が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて、連携施設の確保が著しく困難であると市長が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

(1) <略>

(2) 必要に応じて、代替保育（特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わつて提供する特定教育・保育をいう。以下この条において同じ。）を提供すること。

(3) <略>

2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次に掲げる要件を満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないことができる。

(1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力をを行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確にされていること。

(2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力をを行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力をを行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（以下「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（以下「小規模保育事業A型事業者等」という。）

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等又は事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市長が認める者

4 市長は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないことができる。

5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力をを行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

(2) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業

2 <略>

3 事業所内保育事業を行う者であって、第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものについては、第1項（ただし書及び第3号を除く。）の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

4 <略>

第43条から第53条 <略>

附 則

第1項から第3項 <略>

（連携施設に関する経過措置）

4 <略>

5 特定地域型保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができると市長が認める場合は、第42条第1項（ただし書、第1号及び第2号を除く。）の規定にかかわらず、施行日から起算して5年を経過する日までの間、同項第3号に係る連携協力を行う連携施設を確保しないことができる。

務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

6 <略>

7 事業所内保育事業（第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。以下「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者については、第1項（ただし書及び第3号を除く。）の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（以下「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

9 <略>

第43条から第53条 <略>

附 則

第1項から第3項 <略>

（連携施設に関する経過措置）

4 <略>

5 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができると市長が認める場合は、第42条第1項（ただし書、第1号及び第2号を除く。）の規定にかかわらず、施行日から起算して10年を経過する日までの間、同項第3号に係る連携協力を行う連携施設を確保しないことができる。

附 則（令和2年 月 条例第 号）

この条例は、公布の日から施行する。